

「第四次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップ

平成26年6月
薬物乱用対策推進会議

目標 1

青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化

【施策の内容】

(薬物乱用防止教育の内容及び指導方法の充実)

文部科学省

- ・ 学校における薬物乱用防止教育は、小学校「体育」、中学校及び高等学校「保健体育」の時間はもとより、「特別活動」、「総合的な学習の時間」、「道徳」等も活用しながら、学校教育全体を通じて指導を行うこと、また、公益財団法人日本学校保健会が作成・配布している「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」が参考となることについて周知に努めた。
- ・ 児童生徒が、薬物乱用の有害性・危険性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、周囲の人々の影響や人間関係の中で生じる断りにくい心理、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにし、それらの知識を活用する学習活動を取り入れるなど指導方法の工夫を行うこと、さらに、地方公共団体においては、教職員に対する研修機会の拡充を図ることについて周知に努めた。
- ・ 教職員、教育委員会関係者、学校薬剤師、学校医、学校歯科医等を対象とした「全国学校保健研究大会」、「全国養護教諭研究大会」、「学校環境衛生・薬事衛生研究大会」において薬物乱用防止教育に関する研究協議を行った。
〔平成25年度予算16,010千円の内数：文部科学省〕
- ・ 薬物乱用防止教育の充実のため、教職員や教育委員会関係者、警察職員、麻薬取締官OB、薬剤師、保護者等幅広い関係者を対象とした「薬物乱用防止教育シンポジウム」を開催した。
〔平成25年度予算1,268千円の内数：文部科学省〕
- ・ 公益財団法人日本学校保健会を通じて全国の小・中・高等学校に配布した「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」の活用を図るための研修会を開催した。
〔平成25年度予算45,102千円の内数：文部科学省〕

厚生労働省・文部科学省

- ・ 若年層の大麻や合法ハーブ等と称して販売される薬物の乱用が問題となっていることから合法ハーブ等と称して販売される薬物の情報を充実させたり、薬物乱用が健康へ及ぼす影響等について解説したりした薬物乱用防止啓発のための小学生、中学生及び高校生用の啓発教材等を作成し、すべての小学5年生、中学1年生、高校1年生及び高校3年生に配布した。
〔平成25年度予算73,735千円：文部科学省、8,248千円：厚生労働省〕
- ・ 各種啓発資料については、各々のホームページに掲載し周知するとともに、都道

府県等の関係機関に利用の促進を促した。

(薬物乱用防止教室の充実強化)

文部科学省

- ・ 薬物乱用防止教室は、学校保健計画において位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること、また、都道府県教育委員会においては、私立学校主管部課等と十分な連携を取り、私立学校主管部課等においては所管する私立学校において薬物乱用防止教室の開催を促進することについて周知に努めた。
- ・ 薬物乱用防止教室の開催に際して薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得るため、関係機関等との連携の充実を図ること、なお、薬物乱用防止教室は、外部専門家による指導が望ましいものの、国や教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造りかけの深い指導的な教員の活用も考えられることについて周知に努めた。
- ・ 都道府県等が開催する薬物乱用防止教室指導者研修会等は、教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、体育・保健体育における指導状況等への理解を深めるよう、内容を充実すること、また、公益財団法人日本学校保健会が作成・配布している「薬物乱用防止教室マニュアル」を参考にしつつ、外部専門家の参加を得るため、関係機関等との連携の充実を図ることについて周知に努めた。

厚生労働省・文部科学省・警察庁

- ・ 薬物乱用防止教室の推進を図るため、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員等の薬物乱用防止教室の講師の資質向上を図るための講習会・研修会を実施するとともに、各種啓発活動に活用できる啓発読本を作成配布した。
〔平成25年度予算10,678千円の内数：文部科学省、4,489千円：厚生労働省〕
- ・ 薬物乱用防止教室が適切に実施されるよう努めるとともに、薬物乱用防止教室の開催に伴う講師確保のため、公益社団法人日本薬剤師会及び薬物乱用防止教育認定講師の派遣等を依頼しているライオンズクラブ国際協会との緊密な連携を推進した。

厚生労働省・文部科学省・財務省・警察庁

- ・ 警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、税関職員等が薬物乱用防止教室に講師として赴き、乱用薬物の危険性・有害性について講義を行った。

警察庁

- ・ 薬物乱用防止広報車の活用、薬物の標本やパネル等の展示などにより、薬物乱用防止教室の内容の充実を図った。
〔平成25年度予算35,739千円：警察庁〕

(学校と警察等関係機関・団体との連携強化)

文部科学省・厚生労働省

- ・ 薬物乱用防止教育の充実強化に資するべく、関係機関・団体等による研修会の開

催や参考資料等の作成が促進されるよう、一層の連携強化を図ることについて周知に努めた。

警察庁・文部科学省

- ・ 学校警察連絡協議会等において、少年の薬物乱用の実態、規制薬物はもとより、合法ハーブ等と称して販売される薬物の危険性・有害性等について情報提供を行うとともに、薬物乱用を把握した場合の早期連絡の要請をするなど、学校関係者等との連携を図った。

(大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進)

文部科学省・厚生労働省・警察庁

- ・ 若年層の大麻や合法ハーブ等と称して販売される薬物の乱用が問題となっていることから薬物乱用防止のための啓発用パンフレット「薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～」において合法ハーブ等と称して販売される薬物の情報を充実し、文部科学省のホームページで公開するとともに、すべての大学、短大及び専門学校の新1年生に配布した。

[平成25年度予算8,211千円の内数：文部科学省]

文部科学省

- ・ 大学等の学生に対して、薬物乱用防止に関する啓発活動を推進するため、大学等においては、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ大学等の学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めること、また、文部科学省が作成・配布している「薬物のない学生生活のために」が活用できることについて周知に努めた。

警察庁

- ・ 大学生等との間での薬物事犯等の蔓延を未然に防止するため、大学等から薬物乱用防止講習等の依頼があった場合には、講習会等で警察職員が薬物乱用の危険性・有害性等を説明するなど、大学生等に対する広報啓発活動を推進した。

【施策の効果】

文部科学省・厚生労働省・警察庁・財務省

- ・ 学習指導要領の改訂に伴い作成した指導参考資料及び生徒用啓発教材の配布並びに研修会等を通じたそれらの活用促進により、学校における薬物乱用防止に関する指導・教育内容の充実強化が図られた。
- ・ 関係機関等への協力要請及び効果的な取組事例集の活用等の薬物乱用防止教室の充実強化の周知徹底により、薬物乱用防止教室の開催率の向上が図られた。
- ・ 警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、税関職員、薬物乱用防止指導員等による薬物乱用防止教室等の開催や各種啓発資料の作成・配布により、児童生徒、学生等において薬物乱用による健康被害や危険性についての理解の促進が図られた。
- ・ 各種研修の実施により、薬物乱用防止に関する指導者の資質向上が図られた。

(2) 有職・無職少年に対する啓発の推進

【施策の内容】

(労働関係機関・団体等による啓発の充実)

厚生労働省

- ・ 有職・無職少年が、薬物乱用に関する正しい知識を得るため、その悪影響等を記載した薬物乱用防止読本を作成し労働関係機関、青少年労働関係団体等に配布するとともに、あらゆる機会を捉えて配布を行った。

[予算額:4,953千円]

(街頭キャンペーン等による啓発の充実)

警察庁

- ・ 関係機関・団体、ボランティア等とともに、駅前、繁華街、若者が集まるイベント会場等において、街頭キャンペーンを実施した。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 労働関係機関、青少年労働関係団体等への薬物乱用防止普及啓発読本の配布や街頭キャンペーン等により、有職・無職少年における薬物乱用に関する正しい知識の普及が図られた。

(3) 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成

【施策の内容】

(家庭や地域における薬物乱用防止に関する啓発の推進)

文部科学省

- ・ (一社)全国高等学校PTA連合会が全国の高校1年生の保護者に配布している薬物乱用防止啓発パンフレットの作成に協力するなど、連携を推進した。

厚生労働省

- ・ 家庭における薬物乱用防止教育の一環として、全小学6年生保護者を対象とした薬物乱用防止読本を作成・配布した。

[予算額:8,689千円]

警察庁

- ・ あらゆる広報媒体を活用した広報、関係機関・団体、ボランティア等と協力したキャンペーンの実施等、幅広い広報啓発活動を展開し、家庭、地域における薬物乱用根絶意識の高揚を図った。

(薬物乱用少年の早期発見・補導に対する協力要請)

警察庁

- ・ 関係機関・団体、ボランティアと連携し、繁華街や駅前を始め、少年が薬物を乱用するおそれのある場所等における街頭補導活動を推進した。また、少年相談、その他あらゆる警察活動を通じ、薬物乱用少年の早期発見に努めた。
- ・ 少年のたまり場となりやすい場所等の管理者に対して不良行為少年等の発見時の速やかな通報を継続して依頼した。

【施策の効果】

厚生労働省・文部科学省

- ・ 家庭における薬物乱用防止教育の一環として薬物乱用防止読本を配布することにより、薬物乱用根絶意識の醸成を図るとともに、その環境整備に寄与した。

警察庁

- ・ 広報啓発等の各種活動を推進したことにより、家庭、地域における薬物根絶意識の醸成に寄与するとともに、薬物乱用少年の早期発見・補導を通じた薬物乱用防止が図られた。

(4) 広報啓発活動の強化

【施策の内容】

(街頭キャンペーン等による啓発の充実)

文部科学省

- ・ 薬物乱用の危険性を身近に認識させるため、高校生から啓発ポスターのデザイン画及び啓発映像を公募し、すべての高校へポスターを配布するとともに、競技場等の大型ディスプレイシステムを活用し、薬物乱用防止を啓発する映像を放映した。
〔平成25年度予算25,363千円の内数〕
- ・ 薬物乱用防止教育関連資料を文部科学省及び（公財）日本学校保健会、（独）日本学生支援機構のホームページに掲載した。

厚生労働省

- ・ 官民が一体となり、国民一人一人の薬物乱用防止問題に関する認識を高めることにより薬物乱用の根絶を図るため、麻薬・覚醒剤乱用防止運動を開催し、街頭キャンペーン、地区大会等を積極的に展開した。併せて、ポスター、パンフレット等の様々な広報媒体を活用した普及啓発活動も実施した。
〔予算額：14,284千円〕

警察庁

- ・ 警察庁において、薬物乱用防止広報強化期間（平成26年6月～7月）を設定するなど、関係部門、関係機関・団体等との連携を強化し、薬物乱用防止のための広報啓発活動を推進した。

内閣府

- ・ 平成25年度「子ども・若者育成支援強調月間」（平成25年11月）において、学校等の民間団体、地域住民等が連携して、薬物乱用防止教室を開催するなどの広報啓発活動を積極的に推進したほか、都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、卒業・進学・新入学等の時期における合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物に係る広報啓発の強化等について依頼し、この種薬物の危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進、関係機関の相談窓口等の周知徹底等を図った。
- ・ 「政府広報オンライン」において、啓発用短編マンガを用いた広報啓発活動を実施するなど、青少年に訴求力の高い広報媒体や手法を活用して、合法ハーブ等と称

して販売される薬物等の危険性の周知を図った。

法務省

- ・ “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～の一環として、薬物乱用問題をテーマとした地域住民を対象とする講演会、住民集会、公開ケース研究会等を開催した。
〔平成25年度予算1,054千円の内数〕

(薬物乱用防止広報車の有効活用)

厚生労働省

- ・ 薬物乱用防止教室、地域のイベント等からの派遣要請に応じて薬物乱用防止キャラバンカーを巡回させ、広報啓発活動の強化を図った。
〔予算額:66,050千円〕

警察庁

- ・ イベント会場等において薬物乱用防止広報車を効果的に活用し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。
〔平成25年度予算35,739千円〕

(若い世代向けの様々な広報媒体を活用した啓発の推進)

厚生労働省

- ・ 夏休みに青少年が安易に薬物に手を出してしまう危険性があるため、当該期間中に、一層の薬物乱用防止普及啓発活動を実施するよう都道府県に対して依頼した。

警察庁

- ・ 若年層における薬物乱用を防止するため、若者が集まるイベント等の機会を利用した街頭キャンペーンを実施するなど、効果的な広報啓発活動を推進した。

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、卒業・進学・新入学等の時期における合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物に係る広報啓発の強化等について依頼し、この種薬物の危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進、関係機関の相談窓口等の周知徹底等を図った。

【施策の効果】

厚生労働省・内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・消費者庁・財務省

- ・ 各種啓発活動、多様な媒体を活用した広報活動及び研修会等において、薬物乱用の実態や危険性、相談機関の設置場所等の周知を積極的に展開したことにより、青少年自身の規範意識や国民の薬物根絶意識の醸成に成果を挙げるとともに、地域における薬物乱用防止活動が一層推進された。

(5) 関係機関による相談体制の充実

【施策の内容】

(相談機関間の連携強化)

厚生労働省

- ・ 「再乱用防止対策講習会」や全国6か所で「薬物中毒対策連絡会議」を開催した。また、全国の保健所等で薬物関連相談事業を実施し、関係機関の連携、正しい知識の理解の向上及び専門性の強化を図った。

警察庁・文部科学省

- ・ 学校関係者や警察関係者等が参加し、非行や問題を抱えた少年に対する支援及び相互の連携の在り方等について意見交換を行うブロック協議会を開催した。

内閣府

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、卒業・進学・新入学等の時期における合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物に係る広報啓発の強化等について依頼し、この種薬物の危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進、関係機関の相談窓口等の周知徹底等を図った。【再掲】

法務省

- ・ 少年鑑別所においては、一般少年鑑別の一環として薬物問題の相談に応じており、多くの地域で整備が進められている相談機関ネットワークに少年鑑別所も参加した。

(少年相談専門職員等の育成及び資質の向上)

警察庁

- ・ 少年相談専門職員や少年補導職員に向けた研修会や教養等の実施により、少年相談活動の充実に努めた。

内閣府

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、卒業・進学・新入学等の時期における合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物に係る広報啓発の強化等について依頼し、この種薬物の危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進、関係機関の相談窓口等の周知徹底等を図った。【再掲】

法務省

- ・ 一般少年鑑別に応じる職員（鑑別技官）に対しては、心理査定、面接技法、心理療法等に関する専門的な知識や技術を付与するための研修体制を整備し、専門性の向上を図った。

(相談窓口の周知)

厚生労働省・文部科学省・法務省

- ・ 高校生や大学生等に配布した薬物乱用防止啓発パンフレットにおいて、精神保健福祉センター等の薬物乱用防止相談窓口機関の周知を図った。

警察庁

- ・ ヤングテレホンコーナー等の相談窓口を掲載したリーフレットを配布するなどして、その利用促進を図った。

[平成25年度予算1,223千円：警察庁]

内閣府

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、卒業・進学・新入学等の時期における合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物に係る広報啓発の強化等について依頼し、この種薬物の危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進、関係機関の相談窓口等の周知徹底等を図った。【再掲】

【施策の効果】

警察庁

- ・ 少年相談専門職員等の育成及び相談機関間の連携強化による相談体制の充実が図られた。また、少年相談の機会等を活用した指導、助言等の実施により、少年の薬物乱用防止についての意識の醸成に寄与した。

法務省

- ・ 少年鑑別所において、一般少年鑑別により、相談者の薬物問題に対する理解を援助した。また、「一般少年鑑別」に当たる職員（鑑別技官）の研修の実施により、職員の専門性の向上が図られた。さらに、他の相談機関との連携の強化、パンフレットの配布等により、一般少年鑑別の相談窓口の周知が図られた。

（6）合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化

【施策の内容】

（学校等に対する健康被害事例についての情報提供）

文部科学省・厚生労働省・警察庁

- ・ 若年層の大麻や合法ハーブ等と称して販売される薬物の乱用が問題となっていることから薬物乱用防止のための啓発用パンフレット「薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～」において合法ハーブ等と称して販売される薬物の情報を充実し、文部科学省のホームページで公開するとともに、すべての大学、短大、大学院大学及び専門学校の新1年生に配布した。【再掲】
〔平成25年度予算8,211円の内数：文部科学省〕

警察庁・文部科学省

- ・ 薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、合法ハーブ等と称して販売される薬物等に関する情報の提供や、地域における青少年の薬物乱用について情報交換を行った。

厚生労働省

- ・ 従来より配布している小学6年生保護者向け、高校3年生向け、有職・無職少年向けの薬物乱用防止啓発読本において、合法ハーブ等と称して販売される薬物を使用した者による健康被害や二次的犯罪についての内容を充実させ積極的な情報提供を実施した。さらに、薬物乱用防止指導員等が適切な指導を行えるよう、研修の場や各種イベントにおいても、積極的な情報提供を実施した。

財務省

- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する輸入規制について、税関見学会等の機会を利用し、その危険性・有害性等について注意喚起を行った。

(少年補導活動の推進)

警察庁

- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物等を乱用・所持する少年に対する積極的な補導活動を推進した。

(関係機関・団体等と連携した未然防止対策及び広報啓発の強化)

厚生労働省

- ・ 平成25年2月に開設した、合法ハーブ等と称して販売される薬物を含む指定薬物等の関連情報を収集、提供するとともに相談に応じる「あやしいヤクブツ連絡ネット」を、厚生労働省ホームページ、薬物乱用防止啓発パンフレット等において紹介するとともに、機会を捉えて広報を行い、利用促進を図った。
- ・ 薬事法に基づき新たな指定薬物若しくは麻薬が指定される度にそれらの情報を更新し、啓発、周知するポスターを作成し、厚生労働省のホームページに掲載し、利用を促進した。
- ・ 薬事法改正により平成26年4月1日から指定薬物の所持、使用、購入等が新たに禁止されたことに伴い、これまで以上に積極的に啓発、周知する必要があることから、有名漫画キャラクターを用いたポスターを作成、配布した。

警察庁

- ・ 各種広報用資機材を有効に活用するなどにより、合法ハーブ等と称して販売される薬物等の害悪に関する効果的な広報・啓発活動を推進した。

内閣府

- ・ 「政府広報オンライン」において、啓発用短編マンガを用いた広報啓発活動を実施するなど、青少年に訴求力の高い広報媒体や手法を活用して、合法ハーブ等と称して販売される薬物等の危険性の周知を図った。【再掲】
- ・ インターネット検索サービス事業者に対し、卒業・進学・新入学等の時期における合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物に係る広報啓発の強化を依頼するとともに、最新の薬物情勢やスマートフォン等の新たなインターネット接続機器の青少年への普及状況等についての情報提供を行い、検索サービス事業者におけるこの種薬物を検索した場合に薬物の危険性を広報するホームページへ誘導する自主的な取組が効果的に行われるよう支援した。
- ・ 内閣府ホームページを更新し、合法ハーブ等と称して販売される薬物の危険性や法制度、政府の取組を紹介するなどし、啓発活動の充実を図った。
- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、卒業・進学・新入学等の時期における合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物に係る広報啓発の強化等について依頼し、この種薬物の危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進、関係機関の相談窓口等の周知徹底等を図った。【再掲】

消費者庁

- ・ 薬物乱用防止のための啓発ポスター等を、消費生活センター等の協力を得て配布を行った。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省・文部科学省・消費者庁

- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物の危険性・有害性に関して、様々な広報媒体を活用して積極的に情報提供を実施したことにより、その体制の整備がされ、啓発強化が促進された。
- ・ 薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じた情報提供により、薬物乱用防止に関する指導の徹底と教育内容の充実が図られた。

警察庁

- ・ 積極的な補導活動の推進により、合法ハーブ等と称して販売される薬物等の乱用防止が図られた。

財務省

- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物の輸入規制について、税関見学会等を通じた注意喚起により、予防啓発の強化が図られた。

【まとめと今後の課題】

平成25年中の少年の覚醒剤事犯による検挙人員は125人で平成24年中と比較し、23人減少するとともに、検挙人員全体に占める少年の割合が低下した。また、学校種別に見ると中学生は1人、高校生は15人、大学生は22人（成人を含む。）であった。

少年の大麻事犯による検挙人員は61人で平成24年中と比較し、6人減少するとともに、検挙人員全体に占める少年の割合が低下した。また、学校種別に見ると中学生は0人、高校生は10人、大学生23人（成人を含む。）であった。

平成25年度中の薬物乱用防止教室の開催率は73.5%で平成24年度中と比較し、0.9ポイント増加した。うち小学校は67.1%、中学校は82.8%、高等学校は81.3%であった。なお、講師の内訳では、警察職員が40.6%、麻薬取締官OB3.1%、学校薬剤師27.7%、薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員11.4%であり、全体の8割を占めていた。

近年、児童生徒において薬物乱用を拒絶する規範意識の向上が図られ、少年の薬物事犯の検挙人員及び検挙人員全体に占める割合は減少・低下傾向を示しており、体育科・保健体育科における指導に加えて薬物乱用防止教室の開催等の学校等における薬物乱用防止のための指導の充実及び広報啓発活動や街頭補導活動の強化といった取組が一定の成果を上げているものと認められる。

一方、20歳代については、大麻事犯の検挙人員は、減少傾向にあるものの、依然として年代別では最も多く、その割合が全体の約40%を占めている。

また、合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物についてはその危険性等が十分に認識されておらず、同薬物を使用した者による健康被害や二次的犯罪が多発し、青少年への広がり懸念される等、極めて憂慮する状況にある。

こうしたことから、今後も引き続き関係機関が連携して、青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する意識の向上のために以下の取組の一層の充実に努める必要がある。

- 学校等における薬物乱用防止のための指導の充実強化については、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、薬物乱用には人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があることについて指導参考資料等を活用し体育科・保健体育科における指導の充実に努める必要がある。また、今後とも、すべての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、小学校における薬物乱用防止教室の開催の一層の推進や薬物乱用防止教室の内容の充実に努める必要がある。そのために、教員や薬物乱用防止教室の指導者の研修機会の充実に引き続き努める必要がある。
- 有職・無職少年に対する啓発の推進については、現在、合法ハーブ等と称して販売される薬物の青少年への広がり懸念されているので、有職・無職少年に対して、この種薬物を使用した者による健康被害や二次的犯罪の事例に関する情報を提供し、正しい知識を周知することが重要である。このため、引き続き、この種薬物に関する最新の健康被害事例等の情報を充実させた啓発資材を作成していく必要がある。
- 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成については、青少年による薬物乱用の未然防止の観点から、家庭や地域における啓発活動も重要である。このため、引き続き、家庭における啓発活動を実施するための保護者薬物乱用防止読本の作成、薬物乱用防止教室や地域のイベント等で活動する薬物乱用防止指導員の資質向上を図り、地域社会において、青少年に薬物乱用をさせない環境整備を推進していく必要がある。
- 広報啓発活動の強化については、薬物乱用未然防止のため、継続的に青少年をはじめ、国民一人一人が薬物乱用に関する問題について正しい認識を高めていくことが重要である。このため、街頭キャンペーン等の運動、様々な広報媒体を活用した広報、機会を捉えた広報の内容等の強化を図りつつ切れ目なく実施するとともに、受け手の視点に立った、より訴求性が高く、一体感・整合性のある広報啓発活動に努めていく必要がある。
- 関係機関等による相談体制については、地域住民の相談に的確かつ素早く対応するため、より充実した相談体制を構築する必要がある。
- 街頭補導活動については、関係機関・団体、ボランティア等と連携し、継続的に薬物乱用少年の早期発見・補導を行う必要がある。
- 少年鑑別所においては、一般少年鑑別の一環として薬物問題の相談に応じているところ、引き続き、地域の相談機関との連携強化に努め、相談に応じる職員の専門性の向上を図るとともに、相談窓口の周知に努める必要がある。
- 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化については、この種薬物に関する健康被害や規制強化についての情報提供体制の整備、活用を図り、ポスター、パンフレット等についても、青少年の印象に残るような工夫された啓発資材を作成する必要がある。

目標 2

薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

(1) 国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実

(治療回復プログラムの作成)

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究を実施した。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 薬物依存のメカニズム等の基礎的研究を進めることにより、治療法等の基盤づくりを推進した。

(治療回復プログラムの普及)

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの普及と均てん化に関する研究を実施した。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 認知行動療法プログラムの普及を図ることにより、地域における薬物依存の治療の充実を推進した。

(民間団体・関係機関等との連携強化)

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 「依存症回復施設職員研修等事業」(平成22年度より開始)により、民間団体の依存症回復施設の質の担保及び依存症への対応力を一層強化するため、同施設職員に対する研修を行った。

[平成25年度予算6,844千円]

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 「依存症回復施設職員研修等事業」(平成22年度より開始)により、民間団体の依存症回復施設の職員の人材養成・資質向上、同施設の依存症への対応力向上、依

存症への対応力の強化とともに、薬物依存患者への支援の充実を図った。

(2) 薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化

【施策の内容】

法務省・厚生労働省

- ・ 公共職業安定所等の関係機関と連携し、薬物事犯者も含めた刑務所出所者等に対して就労支援を行うとともに、犯罪歴のある者を積極的に雇用する協力雇用主を開拓することにより、不就労で生活の安定しない薬物事犯の刑務所出所者等の就労確保を図った。

[平成25年度予算:法務省142,441千円:厚生労働省259,181千円の内数]

- ・ 麻薬中毒者相談員、麻薬取締官、都道府県職員、医療関係者、保健所職員、精神保健福祉センター職員、矯正施設職員、保護観察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国6地区で開催し、地域における関係機関間の連携を図り、再乱用防止対策を推進した。

法務省

- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等に対する社会復帰支援を担う保護司の安定的確保を一層推進するため、地域の幅広い層から保護司適任者の情報を得ることを目的とした「保護司候補者検討協議会」を全国で開催できるようにしたほか、保護司活動の地域の拠点である「更生保護サポートセンター」を拡充するなど、保護司活動に伴う様々な負担軽減に努めた。

[平成25年度予算524,679千円]

- ・ 住居が不安定であったり、改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の刑務所出所者等については、保健所、自助グループ等の協力を得て、薬物等に関する処遇を実施している更生保護施設や更生保護施設以外に宿泊場所を保有するNPO法人、社会福祉法人等に宿泊保護を委託した。また、平成25年度から、全国で5つの更生保護施設を「薬物処遇重点実施更生保護施設」として指定し、精神保健福祉士や臨床心理士等の精神医療に関する専門的資格を持ったスタッフによる薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇を実施した。

[平成25年度予算4,537,534千円の内数]

- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等が、当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得することを目的とした薬物依存回復訓練の実施を、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託した。

[平成25年度予算4,537,534千円の内数]

- ・ 保護観察所において、覚醒剤事犯保護観察対象者に対し、指導監督の一環として、心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法を理論的基盤とした体系化された手順による覚せい剤事犯者処遇プログラムを保護観察の特別遵守事項として義務付けて実施するとともに、同プログラムに基づく指導を義務付けられず、又はその指導を受け終わった者に対する自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施した。

[平成25年度予算51,351千円]

- ・ 保護観察所において、精神保健福祉機関や民間の自助グループの協力を得つつ、薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族に対し、薬物乱用の有害性及び当該刑務所出所者等への対応等に関する知識を付与するための講習会・相談会を実施した。

〔平成25年度予算3,635千円〕

- ・ 薬物依存からの回復等に関する外部専門家を招へいし、薬物事犯の刑務所出所者等の処遇に当たる保護観察官を対象とした薬物依存対策研修を実施するとともに、保護観察官に対して処遇に関するスーパーバイズを実施した。

〔平成25年度予算21,772千円〕

- ・ 地方更生保護委員会において、主に出所後の帰住先が確保されていない薬物事犯受刑者に対し、薬物への依存度や関連する精神障害等の薬物事犯特有の問題性に焦点を当てた調査を実施し、生活環境の調整を実施する保護観察所との情報共有を行うことにより、社会生活への円滑な移行を図った。

〔平成25年度予算5,200千円〕

- ・ 精神科医等の薬物依存治療の専門家や民間の自助グループであるダルクの指導者等を構成員とした会議を開催し、保護観察所と地域の医療・保健・福祉機関等との効果的・実践的な連携方策について検討した。

〔平成25年度予算1,452千円〕

- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等が居住する地域における薬物処遇に関連する関係機関・団体等との連携を図るため、保護観察所において地域支援連絡会議を実施した。

〔平成25年度予算1,156千円〕

- ・ 薬物依存離脱指導の効果的な実施、更生保護官署と連携した指導実施体制の整備を図るため、全国8ブロックにおいて、「薬物事犯者に対する処遇プログラムにおける矯正・保護実務者協議会」を開催し、双方のプログラムの実施状況等の情報を交換し、刑事施設と保護観察所との効果的な連携の在り方についての検討を実施した。

〔平成25年度予算2,061千円〕

- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等の再犯防止を充実するため、保護観察官を増員するなど必要な体制の整備に努めた。

厚生労働省

- ・ 麻薬取締部において検挙した保護観察処分をつかない執行猶予判決を受けた初犯の薬物乱用者に対する再乱用防止プログラムを引き続き実施した。
- ・ 全国の「薬物乱用防止相談窓口機関一覧」について厚生労働省ホームページ、携帯電話版ホームページ及び各種資材に掲載し、薬物乱用者が相談窓口を活用できるように周知・利用促進を図った。
- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症者に関する相談及び薬物依存に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。
- ・ 精神保健福祉センターにおいて、保健所、市町村等に対する技術指導・援助を引き続き実施した。

【施策の効果】

法務省・厚生労働省

- ・ 平成25年度も引き続き、公共職業安定所等の関係機関と連携して就労支援を実施するとともに、協力雇用主の開拓に努めた結果、相応の成果を得た。
- ・ 相談窓口の周知及び利用を促進し、相談対応における関係機関との連携が強化された。

法務省

- ・ 保護司適任者に関する情報提供が幅広く得られるようになったほか、薬物事犯の刑務所出所者等との面接場所や保護司同士の処遇協議の場など活動の基盤が強化された。
- ・ 住居が不安定であったり、改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の刑務所出所者等については、更生保護施設や更生保護施設以外に宿泊場所を保有するNPO法人、社会福祉法人等に宿泊保護することにより社会復帰を促進させた。
- ・ 薬物依存回復訓練の実施により、訓練実施対象者について、当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法の習得を促進することができた。
- ・ 保護観察所における簡易薬物検出検査が、覚醒剤を使用していないという結果を積み重ねさせ、断薬の努力についての達成感を与えることによって、当該覚醒剤事犯保護観察対象者の断薬意志の維持及び促進につながったほか、覚せい剤事犯者処遇プログラムにおいて再発防止計画を策定させることなどにより、覚醒剤再乱用防止を図った。
- ・ 地方更生保護委員会において、薬物事犯受刑者の問題性に応じた帰住先の確保等に資する情報を収集し、必要な連絡・調整を行った結果、保護観察所における生活環境の調整が促進された。
- ・ 保護観察官に対する研修及びスーパーバイズを実施し、保護観察官の処遇能力を向上させた。
- ・ 保護観察所における薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族に対する講習会・相談会の実施により、引受人・家族に当該刑務所出所者等への適切な対応等に関する知識を付与した。
- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等に対する地域における支援方策の検討が促進された。
- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等が居住する地域における薬物処遇に関連する関係機関・団体等との連携が強化された。
- ・ 保護観察官を増員するなど必要な体制の整備を図ったことにより、薬物事犯の刑務所出所者等の再犯防止の強化が図られた。

厚生労働省

- ・ 麻薬取締部において検挙した保護観察処分をつかない初犯の薬物乱用者に対する再乱用防止を支援した。
- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおける相談事業及び啓発活動により、薬物問題の早期発見・早期対応を可能とした。

- ・ 精神保健福祉センターによる地域の保健機関・医療機関等に対する技術指導・援助によって、相談機関担当職員の専門性の向上を図った。

(矯正施設における指導・教育の充実強化)

【施策の内容】

法務省

- ・ 民間自助団体や研究機関、大学等の専門家からなる薬物事犯受刑者処遇研究会(平成16年度に開催)での意見を踏まえて策定した標準プログラムに基づき、各刑事施設において薬物依存離脱指導を計画的に実施した。
- ・ 刑事施設においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の下、薬物事犯受刑者に対して改善指導を義務付け、民間自助団体等の協力を得ることにより指導の充実を図った。

[平成25年度予算57,712千円]

- ・ 薬物依存離脱指導の更なる充実強化を図るため、平成21年、外部専門家の協力を得て検討会議を開催し、認知行動療法の手法を取り入れた薬物依存回復プログラムの開発を始めるとともに、平成24年度から女子パイロット庁(1庁)、平成25年度から男子パイロット庁(1庁)において、対象者の再犯リスクに応じた処遇プログラムの試行を始めた。

[平成25年度予算1,331千円]

- ・ 薬物依存離脱指導実施体制の充実強化を図るため、薬物事犯者処遇カウンセラーによる助言指導体制を整備した。

[平成25年度予算94,306千円]

- ・ 薬物依存のある対象者に対して、刑事施設における施設内処遇及び更生保護官署における社会内処遇の充実強化と相互の連携を図るため、平成24年度に矯正局と保護局との共同開発により視聴覚教材を作成したところ、同教材の活用により、刑事施設においては、受講対象者の薬物依存離脱指導への動機付けを高めさせた。
- ・ 刑事施設長会同において、薬物依存離脱指導の徹底に努めるよう指示した。
- ・ 刑事施設における薬物乱用防止対策の推進に関する通知文書を発出し、薬物依存離脱指導の徹底等を指示した。

- ・ 法務省矯正局が刑事施設の教育担当職員に対し実施する集合研修等において、薬物依存離脱指導の徹底を図るための具体的方策等について検討を行った。

- ・ 薬物依存離脱指導について、その対象者の選定や指導効果の前後比較等のための再犯リスクの評価ツールを平成21年度に開発し、調査に必要なマークシートを追加印刷した。

[平成25年度予算170千円]

- ・ 刑事施設における薬物乱用防止対策の推進に関する通知文書を発出し、薬物事犯容疑の未決拘禁者に対する薬物依存及び回復に関する情報の提供等を指示した。

- ・ 未決拘禁者に対する薬物依存及び回復に関する書籍を整備し、閲覧することを可能とした。

[平成25年度予算7,452千円]

- ・ 刑の一部執行猶予制度の運用に向けて、指導者を育成するための研修を実施した。
〔平成25年度予算539千円〕
- ・ 少年院においては、薬物依存又は薬物の使用経験がある少年を対象に薬物問題指導プログラムを実施しつつ、その充実化を図った。また、指導職員の知識技能を向上させる観点から、医療機関と連携して、指導者用教材を制作した。なお、平成24年度に続き、指導重点施設を指定した矯正教育プログラム（薬物指導）を実施した。
〔平成25年度予算18,336千円〕

【施策の効果】

法務省

- ・ 76庁の刑事施設において、標準プログラムに基づく指導が実施された。
- ・ 刑事施設78庁（刑務支所を含む）において、民間自助団体の協力を得た指導体制が整備され、指導内容の充実・強化が図られた。
- ・ 刑事施設78庁において、薬物事犯者処遇カウンセラーを配置した。
- ・ 薬物依存回復プログラムのワークブック及び指導マニュアルを策定し、当局が指定した庁において試行を開始するとともに、対象者の再犯リスクに応じた処遇プログラムの試行を始めた。
- ・ 少年院においては、薬物依存又は薬物の使用経験のある少年を対象として、薬物の再乱用防止に向けた指導の充実化が図られた。また、医療機関や民間自助団体など関係機関の職員を招へいした指導を実施することで、指導職員も薬物乱用防止のための効果的な処遇方法等に関する知見を得ることができた。

（相談窓口の周知及び相談体制の充実）

【施策の内容】

警察庁

- ・ 全国の警察本部に設置されている薬物乱用問題等に関する相談電話の利用促進を図るため、ホームページやリーフレットを活用して広報し、その周知に努めた。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 相談窓口の周知及び利用促進を図り、相談対応における関係機関との連携が促進されるとともに、地域における薬物の再乱用防止に関する正しい知識と理解の向上及び専門性の強化を図ることができた。

（民間団体・関係機関等との連携強化）

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 「依存症回復施設職員研修等事業」（平成22年度より開始）により、民間団体の依存症回復施設の質の担保及び依存症への対応力を一層強化するため、同施設職員に対する研修を行った。

[平成25年度予算6,844千円]

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 「依存症回復施設職員研修等事業」（平成22年度より開始）により、民間団体の依存症回復施設の職員の人材養成・資質向上、同施設の依存症への対応力向上、依存症への対応力の強化とともに、薬物依存患者への支援の充実を図った。

（3）薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実

【施策の内容】

法務省

- ・ 保護観察所において、精神保健福祉機関や民間の自助グループの協力を得つつ、薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族に対し、薬物乱用の有害性及び当該刑務所出所者等への対応等に関する知識を付与するための講習会・相談会を実施した。

【再掲】

[平成25年度予算3,635千円]

- ・ 薬物依存からの回復等に関する外部専門家を招へいし、薬物事犯の刑務所出所者等の処遇に当たる保護観察官を対象とした薬物依存対策研修を実施するとともに、保護観察官に対して処遇に関するスーパーバイズを実施した。【再掲】

[平成25年度予算21,772千円]

- ・ 地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会同において、全国の保護観察所長に対し、刑の一部の執行猶予制度の施行を見据え、薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族に対する講習会・相談会の積極的な開催を始め、関係機関との連携の強化について指示した。

- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等が居住する地域における薬物処遇に関連する関係機関・団体等との連携を図るため、保護観察所において地域支援連絡会議を実施した。

【再掲】

[平成25年度予算1,156千円]

警察庁

- ・ 即決裁判手続等により執行猶予判決が見込まれる者や薬物事犯者の家族らに対して関係機関の相談窓口等が掲載されたパンフレットを未決勾留期間中に配布・貸与するなど、再乱用防止対策の取組を推進した。

厚生労働省

- ・ 薬物依存・中毒者を抱える家族を支える活動を行う家族会の代表者及び薬物依存症の専門家による「再乱用防止対策講習会」を全国6か所で開催し、薬物に係る相談員や市民を対象に薬物中毒・依存症に対する理解の普及とともに、相談に係る地域の関係機関間の連携を図った。

- ・ 薬物乱用者の家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）の巻末薬物相談窓口情報を更新し、全国の都道府県、保護観察所、刑事施設、少年院、民間団体等に配布した他、厚生労働省のホームページに掲載し、情報提供

を行った。

[平成25年度予算3,150千円：厚生労働省]

- ・ 全国の「薬物乱用防止相談窓口機関一覧」について厚生労働省ホームページ、携帯電話版ホームページ及び各種資材に掲載し、家族が相談窓口を活用できるように周知・利用促進を継続して行った。
- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症に関する相談及び薬物依存に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。
- ・ 「依存症回復施設職員研修等事業」（平成22年度より開始）により、民間団体の依存症回復施設の質の担保及び依存症への対応力を一層強化するため、同施設職員に対する研修を行った。さらに平成24年度からはその対象を拡大し、依存症者の家族に対し、依存症について学習するための研修を行った。

[平成25年度予算6,844千円]

【施策の効果】

法務省

- ・ 保護観察所における薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族に対する講習会・相談会の講師として薬物依存からの回復等を支援する民間団体の関係者を招くことにより、保護観察所と民間団体との連携が促進されるとともに、引受人・家族に当該刑務所出所者等への適切な対応等に関する知識を付与することができた。
- ・ 覚せい剤事犯者処遇プログラムでの薬物依存からの回復等に関する専門家のスーパーバイズや民間の薬物依存症リハビリテーション施設における薬物依存回復訓練の委託により、薬物事犯の刑務所出所者等の再乱用防止を図った。

警察庁・厚生労働省

- ・ 相談窓口の周知及び利用促進を図り、相談対応における関係機関の連携が促進されるとともに、地域における薬物の再乱用防止に関する正しい知識と理解の向上及び専門性の強化を図ることができた。

厚生労働省

- ・ 「依存症回復施設職員研修等事業」（平成22年度より開始）により、民間団体の依存症回復施設の職員の人材養成・資質向上、同施設の依存症への対応力向上、依存症への対応力の強化とともに、薬物依存患者への支援の充実を図った。また、平成24年度から、依存症者の家族に対しても、依存症について学習するための研修を行うことで、依存症家族の支援を図った。

（４）青少年の再乱用防止対策の充実強化

（「若年層向け薬物再乱用防止プログラム」等の普及）

【施策の内容】

内閣府

- ・ 「平成24年度若年層向け薬物再乱用防止プログラム等に関する企画分析報告書」（平成25年2月内閣府）について、各種会議等において紹介、活用を依頼するとともに、都道府県・指定都市及び関係団体等に配布し、プログラムの普及を図った。

【施策の効果】

内閣府

- ・ 青少年の薬物乱用者については、薬物乱用歴は比較的短く、「依存」よりも「乱用」がメインであるなどの特徴を有していることから、引き続き、「若年層向け薬物乱用防止プログラム」の普及に努める。

（立ち直り支援活動の推進）

【施策の内容】

警察庁

- ・ 少年による薬物の再乱用を防止するため、必要に応じて、少年に対して継続的な助言、指導、カウンセリング等の継続補導を行うとともに、再非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から積極的に連絡し、指導・助言や、体験活動等への参加、就学・就労等への支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進した。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 個々の少年の状況に応じた立ち直り支援活動の実施により、少年の薬物再乱用防止が図られた。

（5）薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 厚生労働科学研究において、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存等の実態把握等を実施した。〔平成25年度予算18,000千円〕
- ・ 乱用薬物の鑑別法に関する研究を実施した〔平成25年度予算800千円〕
- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究を実施した。
- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの普及と均てん化に関する研究を実施した。

【施策の効果】

- ・ 薬物依存のメカニズム等の基礎的研究を進めることにより、治療等の基盤づくりを推進した。
- ・ 認知行動療法プログラムの普及を図ることにより、地域における薬物依存の治療の充実を推進した。

【まとめと今後の課題】

薬物乱用者の再乱用防止には、薬物依存症の治療と社会復帰支援が必要不可欠であり、薬物依存症に対する治療を含めた対応・社会復帰には、関係各省庁間での連携のみならず、民間団体等との連携、薬物問題に悩む家族への支援も必要である。このため、「薬物中毒対策連絡会議」を開催し、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰に関わる行政機関や関係機関の専門家が意見交換等を行い、関係機関の連携の促進や薬物に係る相談員や市民を対象にした薬物依存・中毒に対する正しい知識・理解の向上を図る再乱用防止対策講習会の開催を、今後も継続していくことが必要である。

薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援による再乱用防止においては、継続的な実態把握及び適切な指導が重要である。

厚生労働科学研究では、薬物の依存性・精神毒性、乱用に関する意識・実態調査及び依存症の治療や支援における関係機関の連携・対応及び効果的なプログラムを検討することで、薬物依存症者の支援を図っている。

また、刑の一部の執行猶予制度の施行を見据え、社会復帰の支援や民間団体等との連携を一層強化する必要がある。

総務省の「薬物乱用防止対策に関する行政評価・監視」を受け、更に犯罪対策閣僚会議による「再犯防止に向けた総合対策」が策定されたことを踏まえ、刑事施設における薬物依存離脱指導の充実強化を図るとともに、刑事施設及び保護観察所の連携の強化について改善策を検討することが必要である。

保護観察所においては、覚醒剤事犯保護観察対象者に対し、覚せい剤事犯者処遇プログラム及び自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施することにより、改善更生を図った。また、改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の刑務所出所者等に対し、更生保護施設等への宿泊保護の委託や、就労支援等により、社会復帰を支援した。さらに、薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族に対し、薬物依存からの回復等を支援する民間団体の関係者を講師とする講習会・相談会を実施したことにより、再乱用防止に一定の効果を上げている。

また、薬物乱用者やその家族等が、早期に相談機関に相談でき、継ぎ目なくきめ細やかな支援が受けられるようにするため、地域における関係機関の各種相談窓口の周知徹底を図る必要がある。

少年院においては、最近の薬物事犯少年の問題性・特性等を踏まえ、再乱用防止を図る観点から、効果的な処遇プログラムの作成に取り組む。また、指導教材、指導方法等の研究・開発に努めるなどにより、引き続き、指導力の向上を図る必要がある。

目標 3

薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

(1) 組織犯罪対策の推進

(薬物密売組織の壊滅に向けた統一的な戦略の推進)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱に基づき、統一的な戦略を推進した。

厚生労働省

- ・ 広域的な薬物密売事犯に係る情報を集約する等し、統一的な戦略の下、暴力団等による薬物密売組織に対する取締りを実施した。
- ・ 麻薬取締官を増員し、広域的な薬物密売事犯に特化した捜査員や情報分析に特化した捜査員を配置することにより組織体制の強化を図った。
- ・ 薬物密売組織等に対する視察内偵・情報分析等のため、車両・装備資機材の整備を図った。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 統一的な戦略に基づき、薬物密売組織の実態解明と取締りが推進された。

(薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 暴力団、外国人薬物密売組織による密輸入事犯等において、徹底した突上げ捜査等から、薬物密売組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りを実施した。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 大規模かつ広域的な覚醒剤等密売組織に対する徹底した情報収集等により、平成25年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等6,736人を薬物事犯により検挙した。

(厳正な科刑の獲得)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 厳正な科刑を獲得するため、業として行う薬物密売等を重く罰する麻薬特例法第5条の積極的な適用を推進するとともに、同条の適用事件については、特に裁判員裁判を見据え、捜査段階から被疑者の悪性、常習性、営利性等の分かりやすい立証

に努めた。

法務省

- ・ 全国の検察官が出席する会同において、麻薬特例法等の関係法令の積極的な活用を推奨し、組織的な薬物事犯についての徹底した捜査の実施と厳正な科刑の実現に努めるよう指示した。

[平成25年度予算542,492千円の内数]

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 麻薬特例法第5条の積極的適用に努めた結果、平成25年中、20件を適用し、暴力団構成員等の薬物密売組織に対する組織犯罪対策を推進した。

法務省

- ・ 平成25年においては、覚せい剤取締法違反等の麻薬・覚醒剤事犯について、第1審判決において被告人の大半が1年以上の懲役に処せられ、有罪判決を受けた者の約57%が実刑となった。特に、麻薬特例法違反については、約68%の者が実刑に処せられており、厳正な科刑が得られた。

(捜査手法の活用等)

【施策の内容】

警察庁・法務省・厚生労働省

- ・ 組織的に敢行される薬物密売を解明するため、麻薬特例法等の適正かつ効果的な運用に努めた。

【施策の効果】

警察庁・法務省・厚生労働省

- ・ 麻薬特例法の活用等により、暴力団構成員等の薬物犯罪組織の摘発を進め、組織を壊滅するなど、一定の打撃を与えた。

(イラン人等外国人薬物密売組織対策の推進)

【施策の内容】

法務省

- ・ 通訳人に対するセミナーを実施し、刑事手続における通訳の遂行に必要な知識等を修得させ、その育成を図るとともに、民間通訳人の協力を確保するなど、通訳体制の整備・充実を図った。

[平成25年度予算542,492千円の内数]

- ・ 厳格な上陸審査を行うため、全国の主要空海港に配備された高性能の偽変造文書鑑識機器を積極的に活用し、偽変造文書所持者の発見に努めた。

また、本邦に乗り入れる全ての航空機等の旅客等名簿の事前提出を義務付けており、当該航空機等の到着前に、要注意人物に対する事前確認を実施し、上陸審査に活用した。

併せて、上陸申請時に個人識別情報の提供を義務付けており、上陸申請者と旅券名義人との同一人性の確認及び要注意リストとの照合を正確かつ迅速に実施しているほか、指紋の偽装に対する取組を強化した。

また、事前確認及び上陸審査時において、ICPO紛失・盗難旅券データベースとの照合を実施した。

[平成25年度補正後予算額16,326,922千円の内数]

- 平成25年中、本邦在留中に薬物事犯により有罪判決を受けた外国人のうち、246人の外国人について同有罪判決を受けたことを直接の理由として退去強制手続を執った（5年間で退去強制手続を執った者は1,478人）。

首都圏を管轄する東京入国管理局、東海・北陸地区を管轄する名古屋入国管理局及び近畿地区を管轄する大阪入国管理局に設置した摘発方面隊により、摘発をより一層強化した。

首都圏及び近畿・東海・北陸地区においては警察等関係機関とも緊密に連携するなどして入管法違反外国人に対する摘発を強化した結果、平成25年中は全国3,841か所の摘発を実施した。

[平成25年度補正後予算額16,326,922千円の内数]

警察庁

- イラン人等外国人薬物密売組織の活動地区に重点を置いた集中的かつ総合的な取締りを実施した。
- 関係機関と協力して、入管法違反外国人に対する取締りを強化し、平成25年中に2,825人を検挙し、653人を入管法65条に基づき入国警備官に引き渡した。

厚生労働省

- メキシコ人等外国人組織による密輸入事犯等を摘発し、密売組織構成員の役割分担等、薬物密売に関する実態解明に努めた。
- 民間人通訳人の協力確保により、通訳体制の整備・充実を図った。

【施策の効果】

警察庁・法務省

- 上陸審査の厳格化及び不法滞在外国人に対する着実な退去強制手続の実施により不法残留者数は、平成26年1月1日現在、前年より2,948人減少し5万9,061人となった。

警察庁・厚生労働省

- 平成25年中来日外国人の薬物事犯の検挙人員は454人（うちイラン人は25人）であり、外国人薬物密売組織に一定の打撃を与えた。

（2）犯罪収益対策の推進

（薬物犯罪収益等に係る情報集約、分析の強化）

【施策の内容】

警察庁

- 関係機関との連絡会議の開催や人事交流、外国FIUとの疑わしい取引に関する

情報に係る情報交換のための枠組みの設定に向けた交渉等を推進した。

- ・ 新たな分析ツールの活用等、疑わしい取引に関する情報の分析手法の高度化を推進するとともに、分析の結果、薬物犯罪等に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めた情報を、捜査機関等へ提供した。

厚生労働省

- ・ 薬物犯罪収益等に係る実態解明活動を推進するため、薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見に努めた。

法務省

- ・ 犯罪収益移転防止法第12条に基づき、薬物犯罪及び薬物犯罪収益等に係るマネー
・ ローンダリング犯罪の捜査に役立てるため、国家公安委員会から提供された疑わしい取引に関する情報を最高検察庁を通じて全国の検察庁へ周知した。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 関係機関との情報の共有や連携強化、薬物犯罪収益等に係る情報集約等が推進された。
- ・ 平成26年2月末現在、73の国・地域のF I Uとの間で情報交換のための枠組みを設定した。
- ・ 平成25年中、29万6,501件の疑わしい取引に関する情報を捜査機関等に提供した。
平成25年中、都道府県警察が疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数は962件で、そのうち薬物事犯は19件であった。

厚生労働省

- ・ 薬物犯罪収益等に係る実態解明が推進された。

法務省

- ・ 薬物犯罪収益剥奪に係る麻薬特例法の運用が定着し、暴力団等の薬物密売組織に資金面から一定の打撃を与えた。

(薬物犯罪収益等の剥奪の徹底)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 麻薬特例法第6条及び第7条の適用を推進するとともに、薬物犯罪収益等の確実な剥奪を期すため、麻薬特例法第19条に基づく没収保全命令の活用を努めた。

法務省

- ・ 全国の検察官が出席する会同において、薬物事犯につき、薬物犯罪収益の剥奪の徹底を含めた適切な対応に努めるよう指示した。
〔平成25年度予算542,492千円の内数〕
- ・ 平成25年に、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を61人、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を214人にそれぞれ適用し、言い渡された没収・追徴額の合計は約5億2,255万円に上った。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 平成25年中、麻薬特例法の適用件数は、第6条が7件、第19条が6件であった。

警察庁・法務省・厚生労働省

- ・ 薬物犯罪収益の剥奪に係る麻薬特例法の適用が定着し、暴力団等の薬物密売組織に資金面から一定の打撃を与えた。

(薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 所管行政庁と連携して、特定事業者を対象とした疑わしい取引の届出等に関する研修会を実施するなどし、疑わしい取引の届出の精緻化を図った。
- ・ 取引時確認業務に違反している疑いのある特定事業者に対する報告徴収、所管所行政庁に対して特定事業者に対して必要な措置を講じるよう促す意見陳述を実施した。
- ・ 外国F I Uとの間で設定した情報交換のための枠組みを活用し、外国F I Uとの積極的かつ迅速な情報交換を実施した。
- ・ 金融活動作業部会（F A T F）における第4次勧告の採択を踏まえ、マネー・ローンダリング対策等に関わる新たな制度について幅広く検討を行うため、学識経験者や実務家等を委員とする「マネー・ローンダリング対策等に関する懇談会」を開催した。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 平成25年中、特定事業者から34万9,361件の疑わしい取引の届出を受理した。
- ・ 平成25年中、特定事業者に対し11件の報告徴収、所管行政庁に対し10件の意見陳述を実施した。
- ・ 平成25年中の外国F I Uとの情報交換件数は、281件であった。

(3) 巧妙化する密売方法への対応

【施策の内容】

警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱等に基づき、インターネット上の薬物関連違法情報等の収集及びインターネットを利用した薬物密売事犯の取締りを推進した。
- ・ 携帯電話、インターネット利用による薬物密売に対し、麻薬特例法第9条等各種法令を活用して取締りを徹底するとともに、各種捜査手法の効果的な活用方法について検討を行った。
- ・ 平成18年6月から運用を開始した「インターネット・ホットラインセンター」（以下「IHC」という。）からの通報、サイバーパトロール等により、薬物密売等に関する情報の把握に努めた。

[平成25年度予算161,100千円]

厚生労働省

- ・ 都道府県警察、税関、海上保安庁及び全国麻薬取締部との連携を強化し、巧妙化する薬物事犯に対し、情報収集体制の強化及び捜査協力体制の確保を図った。
- ・ 麻薬取締部においてインターネット監視による情報収集に努め、収集した情報を一元管理することにより、効率的にインターネットを利用した密売事犯を摘発した。
- ・ 携帯電話、インターネット利用による薬物密売に対し、積極的に譲受け捜査の活用を努め、取締りの徹底を図った。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 平成25年中、インターネットを利用した薬物密売事犯の検挙事件数は、12事件、サイトへの書込者ら47人を検挙した。
- ・ 平成25年中、IHCから、「規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為」及び「規制薬物の広告」に関する情報について1,037件の通報を受けた。
警察では、IHCから通報される違法・有害情報について、「全国協働捜査方式」による捜査を実施しており、平成25年中は、IHCの情報をもとに規制薬物関連事件について167件を検挙した。
また、IHCではこれらの情報について、サイト管理者等に対して778件の削除依頼を行った。

厚生労働省

- ・ 各関係機関の連携及び情報収集・管理体制の強化により、捜査協力体制の強化が図られるとともに、携帯電話、インターネットを利用した密売事犯に対し、譲受け捜査等を活用することにより効果的な摘発を実施した。

(4) 末端乱用者に対する取締りの徹底

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 薬物の需要の根絶を図るため、末端乱用者の取締りを重点として推進した。

内閣府

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、卒業・進学・新入学等の時期における合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物に係る広報啓発の強化等について依頼し、この種薬物の危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進、関係機関の相談窓口等の周知徹底等を図った。【再掲】

厚生労働省

- ・ 麻薬取締部に相談窓口（相談専用回線・来所相談）を設けるとともに、相談員を配備することにより、乱用者本人、家族等からの相談に随時対応した。
- ・ 「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」を主催し、マスメディア等を活用した啓発活動を実施した。
- ・ 大麻事犯については、大麻の不正栽培・所持事犯の摘発のほか、インターネット

を利用した大麻種子の販売事犯に対する捜査、大麻の不正栽培への予備罪の適用等、現行法の規定を最大限活用して対応した。

- ・ 注射器の不正流通等の取締りを推進した。

財務省

- ・ 大麻種子の不法栽培等を阻止するため、大麻種子の水際取締りの徹底に努めた。
- ・ 学校等へ税関職員を派遣し、講演会や税関見学会等の広報啓発活動を行った。なお、税関見学会等においては、薬物乱用防止を含めた社会悪物品等の密輸防止啓発ビデオを上映するとともに、模造麻薬見本や密輸手口の写真パネルを展示した。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 末端乱用者の取締りを重点的に推進し、薬物の需要の根絶に一定の成果を上げた。

内閣府

- ・ 各種啓発活動等により、国民の規範意識向上及び薬物乱用未然防止等に一定の成果は認められるものの、合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物についてはその危険性等が十分に認識されておらず、青少年への乱用の広がりが懸念されることから、引き続き、積極的・効果的な広報啓発活動に努める。

厚生労働省

- ・ 大麻事犯については、大規模栽培事犯の検挙とともに、インターネットを利用した大麻種子の販売者・購入者を多角的な法律の適用により検挙する等一定の成果を上げた。
- ・ 広報啓発活動を推進することにより、薬物に関する正しい知識の普及に努めた。

財務省

- ・ 水際取締りの徹底により、大麻種子の密輸阻止に一定の成果を挙げた。
- ・ 講演会や税関見学会等を通じた国民に対する薬物乱用防止に関する広報啓発の充実により、薬物乱用を拒絶する規範意識を有する社会の形成促進に貢献した。

(5) 正規流通への監督の徹底

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 医療用に使われる麻薬、向精神薬等の不正流出を防止するため、都道府県薬務主管課とともに、医療機関等への立入検査を実施し、医療機関、取扱業者、薬局等への指導監督の徹底を図った。
- ・ 覚醒剤や麻薬・向精神薬の原料等が不正に輸出入されないことがないよう、また、不正に薬物事犯者の手に渡ることがないよう、取扱事業者等への指導監督・取締りを強化した。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 正規流通の麻薬等の指導・監督を徹底することにより、不正流通防止が図られた。

(6) 関係機関の連携強化

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係機関による合同捜査を実施するなど、連携した取締りを推進した。
- ・ 密輸入情報の入手段階から関係機関による合同捜査を推進し、薬物密輸組織及び薬物密輸ルート of 徹底解明に努めた。

厚生労働省・財務省・警察庁・法務省・海上保安庁

- ・ 「薬物対策関係取締機関情報交換会」、「地区麻薬取締協議会」及び「密輸出入取締対策会議」等を通じて関係機関間の情報交換を促進し、情報の共有化を図った。

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係機関間の人事交流、研修への相互派遣及び合同訓練を推進し、関係機関の連携の強化を図った。

法務省

- ・ 関係機関間の合同取締りを推進するなどして、全国3,841か所の摘発を実施した。
〔平成25年度補正後予算額16,326,922千円の内数〕

【施策の効果】

警察庁・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 情報交換等の推進等により、関係機関の連携強化等が図られ、覚醒剤等の密輸入事犯を摘発するなど、一定の成果を上げた。
- ・ 裁判員裁判の円滑な実施と社会への定着に向けた取組を推進した。

法務省

- ・ 関係機関との連携による合同摘発の実施等により、不法残留者数は、平成26年1月1日現在では、前年より2,948人減少し5万9,061人となった。

(7) 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

(指定薬物への迅速かつ効果的な指定の推進)

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 指定薬物の医療等の用途以外での所持、使用等を禁止するため、法改正を行った。
- ・ 指定薬物専門の鑑定官を配備するとともに、必要な鑑定機材を導入することにより、分析体制の整備・強化を行った。
- ・ 国内に流通する指定薬物情報を一元的に情報集約し、データベース化した。
- ・ 指定薬物の迅速指定、指定薬物の新たな包括指定等を行うほか、指定薬物指定後に国内流通が確認された物質のうち麻薬と同種の有害性が確認されたものについては麻薬に格上げ指定する等規制強化した。

警察庁

- ・ 都道府県警察科学捜査研究所への分析機器の配備に努めるとともに、分析結果を

まとめたデータベースを配布することで、鑑定の高度化を図った。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 薬事法を改正し、平成26年4月より、指定薬物の医療等の用途以外での所持、使用等を禁止した。
- ・ 指定薬物の迅速指定、新たな包括指定により、1,300以上の物質が指定薬物に指定される等効果的な指定が推進された。
- ・ 指定薬物に指定後も不正流通が継続し、麻薬と同種の有害性等が確認されたものについては麻薬に指定したことにより、規制が強化された。

警察庁

- ・ 鑑定機器の高度化及びデータベースの充実により、迅速かつ効率的な鑑定体制を築いた。

(販売業者に対する監視指導・取締りの強化)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 都道府県警察、地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）及び都道府県等薬務主管部局が連携を強化し、合法ハーブ等と称して販売される薬物を取り扱う販売業者へ指導・警告するとともに取締りを実施した。

警察庁

- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物の販売業者等に対して、指定薬物に係る薬事法違反のほか、麻薬及び向精神薬取締法違反など様々な法令を駆使して取締りを強化し、平成25年中、125事件、176人を検挙した。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物を取り扱う販売業者等に対する連携した指導・取締り等を推進した。

【まとめと今後の課題】

暴力団や外国人薬物密売組織の壊滅に向け、統一的な戦略に基づいた取締りの推進、薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底、麻薬特例法の活用等による厳正な科刑の獲得、各種捜査手法の活用等の組織犯罪対策を推進するとともに、薬物犯罪収益の剥奪の徹底等の犯罪収益対策を強力に推進した。

その結果、首領・幹部を含む暴力団関係者や外国人密売組織関係者を薬物事犯で多数検挙し、多額の犯罪収益の没収・追徴を行ったことにより、薬物密売組織に対して人的・資金的な面から一定の打撃を与えた。

その一方で、インターネット・宅配便等を利用した薬物密売事犯が横行しており、密売

方法が巧妙化・潜在化・広域化の状況にあることから、外国人薬物密売組織の実態把握、関係機関の連携による取締りのほか、インターネットを利用した薬物密売事犯に対しては、サイバーパトロールを積極的かつ効果的に実施し、「全国協働捜査方式」による捜査や違法情報の削除要請等を引き続き推進する必要がある。

また、裁判員裁判において、薬物事犯の社会に与える悪影響等について裁判員の理解が得られるよう、引き続き、分かりやすい立証の方法に配慮し、厳正な科刑を獲得することにより、薬物密売組織に打撃を与えていくことが必要である。

薬物需要の根絶については、末端乱用者に対する取締りを徹底し、多数の末端乱用者を検挙したものの、覚醒剤事犯検挙人員は依然とし1万人を超え、国内における根強い薬物需要がうかがわれることから、取締りを一層強化する必要がある。

合法ハーブ等と称して販売される薬物については、インターネット広告の監視や製品の買い上げ調査を通じて、その実態把握に努めるとともに、都道府県警察、地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）及び都道府県等薬務主管部局が連携を強化して販売業者への指導・警告等を実施しつつ、指定薬物に係る薬事法違反や麻薬及び向精神薬取締法違反など様々な法令を駆使した取締りを強化していく必要がある。また、新たに流通が確認された幻覚等の作用を有する物質については、薬事法の指定薬物への迅速な指定や包括指定の導入、指定薬物の麻薬への格上げ指定など、引き続き規制を強化していく必要がある。

さらに、向精神薬や覚醒剤等の原料が不正に流通し、薬物事犯者の手に渡ることがないよう、医療機関や取扱業者等の指導監督・密造事犯の取締りを徹底する必要がある。

今後も、薬物の供給側である薬物密売組織の壊滅、末端乱用者の取締りによる薬物需要の根絶に向け、関係省庁の緊密な連携の下、総合的な対策を推進していく必要がある。

目標 4

水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

(1) 密輸等に関する情報収集の強化

(民間からの情報収集の強化)

【施策の内容】

警察庁・財務省

- ・ ホームページ等を活用し、いわゆる「運び屋」方式等の密輸入事犯を抑止するための広報・警告を行うとともに、関係機関合同による街頭キャンペーンを実施し、国民の理解と協力を求めた。

警察庁

- ・ 漁業関係者等の関係業界との連絡協議会の開催により、密輸関連情報の提供を呼びかけた。

財務省

- ・ 密輸情報提供リーフレットや密輸ダイヤル周知CM等の活用により、密輸ダイヤル「0120-461-961」を積極的に広報し、薬物等を含めた密輸入情報の提供を広く呼びかけた。また、各所等において密輸情報提供用のリーフレットを配布し、広報啓発活動を行った。

〔平成25年度予算11,468千円〕

- ・ 覚醒剤等の社会悪物品の密輸入防止に関する情報提供等を目的とした税関展等を開催するとともに、税関ホームページやソーシャルメディアを活用し、薬物摘発を含めた各税関の事件発表を周知する等、広く一般国民に対して税関における水際取締対策等を広報した。
- ・ 財務省及び各税関において「密輸防止に関する覚書」(MOU)等を締結している関係業界団体に対し、薬物等の密輸入情報の提供を依頼し、その入手に努めた。
- ・ 通関業者、船舶代理店等の関係業者に対して、各種会合等を通じて、情報提供等の協力依頼を行い、不審情報の通報を促進した。
- ・ 漁港等に税関職員を派遣して、漁協、地域住民及び同地域に配置している税関協力員等に対し、薬物等の密輸入情報提供の依頼を行うとともに、不審船舶等に係る情報収集を実施した。

海上保安庁

- ・ 密輸情報提供用リーフレット、ポスターの作成、工作船の一般公開等、あらゆる機会を利用して、薬物の水際阻止の重要性、薬物事犯に係る情報の提供依頼等を行ったほか、「海のもしもは118番」を積極的に広報し、薬物事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼びかけた。

【施策の効果】

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 関係機関による広報により、電話等による情報窓口に対する国民の認識が広まっ

たこと等により、一般市民、海事・漁業関係者や関係団体等から不審情報をはじめとする様々な参考情報が寄せられ、その情報を活用した薬物事犯の摘発を行い、情報収集活動の成果を挙げることができた。

(組織・装備の強化)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱に基づき、一体的かつ効果的な組織犯罪対策を推進した。

財務省

- ・ 密輸取締り強化のため、必要な人員の確保に努めた。また、犯則調査センター室（東京税関）及び監視取締センター室（横浜税関）において、既存の資機材の有効活用を図り、情報収集及び監視取締体制の充実を図った。

厚生労働省

- ・ 麻薬取締官の増員・情報収集体制の強化を図るとともに、所要の捜査資機材の整備を図った。

海上保安庁

- ・ 海上・沿岸等における取締体制の強化等のため、平成25年度には海上保安庁職員を増員し、また、巡視船艇・航空機及び海上保安関係施設を整備した。
〔平成25年度予算25,411,585千円〕
- ・ 薬物等の密輸入対策の強化のため、情報収集・分析等の資器材の充実強化を図った。
〔平成25年度予算556,757千円〕

【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 統一的戦略の強化、情報収集体制の強化、必要な人員の増員や捜査資機材の整備を図ったこと等により、薬物密輸組織等に対する情報収集活動の強化が図られ、組織の実態解明が促進されるとともに、薬物密輸組織等を摘発するなど、一定の成果を得た。

(原料物質の輸出入対策・管理体制の強化)

【施策の内容】

厚生労働省・経済産業省

- ・ 原料物質に係る輸出入の動向等について、国際麻薬統制委員会（INCB）との間で情報交換を行うとともに、INCBの要請に基づき、麻薬新条約付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げられている物質について、仕向国、仕出国、我が国から輸出される物質の用途を報告した。

厚生労働省

- ・ INCBが実施する輸出事前通告制度に参加することにより、INCBとの連携強化に努め、対応の可能性がある原料物質の情報収集に努めた。

- ・ 関係国に麻薬取締官を派遣することや国際会議への参加を通じて、薬物及びその原料物質等の動向に関する情報交換を実施し、密輸出入対策の強化を図った。

経済産業省

- ・ 麻薬新条約上、国際的な流通管理を実施すべきと定められている原料物質について、関係法令に基づき輸出審査を厳格に実施した。また、包括承認に係る新たな取扱要領の制定に伴い、輸出事業者が自ら取引をチェックするための参考事項をホームページに掲載し、普及啓発に努めた。
- ・ I N C Bより公表されている「化学産業における自主的行動基準ガイドライン」の紹介をはじめ、国際取引における原料物質の押収状況等の国際動向及び我が国における貿易管理の取組状況について講演会を開催し、輸出事業者等に対し、法律に基づく管理に加え、事業者における自主管理の徹底を要請した。
〔平成25年度参加者数：82社121名〕

【施策の効果】

厚生労働省・経済産業省

- ・ 我が国から輸出される原料物質について、用途・需要者を厳格に審査することにより麻薬製造に使われることを抑止した。
- ・ 我が国の麻薬原料の輸出入に関する情報に関して、I N C Bとの共有が図られた。
- ・ 原料物質の輸出入対策に係る各国・国際機関の連携強化により、乱用薬物の密造対策を推進した。

経済産業省

- ・ 麻薬原料物質に関する貿易管理の重要性に関し、我が国の主たる輸出事業者等の一層の意識向上が図られた。

(2) 密輸取締体制の強化・充実

(関係機関の連携強化)

【施策の内容】

警察庁・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 密輸出入取締対策会議、薬物対策関係取締機関情報交換会等を開催し、意見・情報交換を実施したことにより、密輸情勢に関する情報等の一層の共有化を図った。

財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 現場レベルでの情報交換をより一層推進し、合同による立入検査、張込み等を行うなど連携強化を図った。

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 密輸対策の合同訓練等、薬物の密輸入等を想定した合同取締訓練を実施し、関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図った。

総務省・財務省

- ・ 国際郵便物の検査に係る現場レベルでの一層の連携強化が図られ、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、日本郵便株式会社に対し協力を要請した。

【施策の効果】

警察庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 最近における密輸動向、犯罪情勢等の情報交換を行うことにより、中央レベルにおいては、定期的に開催される密輸出入取締対策会議等を通じ、最新の密輸情勢や犯罪情勢等について情報の共有化が進んだ。

また、現場レベルにおいては、密輸入情報の入手段階から合同で捜査・調査を進め、商業貨物を利用した覚醒剤密輸入事件を摘発したほか、航空機旅客による密輸入事犯を多数摘発するに至った。

さらに、日本郵便株式会社の国際郵便関係施設内において、X線検査装置等の設置場所の提供、税関からの要請に応じた郵便物の差出国別提示などの協力が行われた。

(海上、港湾等監視・取締体制の強化)

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 沿岸や港湾における監視体制を強化するとともに、不審な貨物や船舶に関する情報の収集に努めた。

財務省

- ・ 密輸取締り強化のため、必要な人員の確保に努めるとともに、既存の資機材の有効活用を図り、監視取締体制の充実を図った。
- ・ X線検査装置をはじめとする取締・検査機器について配備換えなどにより有効活用を図った。

[平成25年度予算6,810,241千円、平成25年度補正予算798,000千円]

海上保安庁

- ・ 中国、香港等の薬物が積み出されるおそれの高い国や地域と関連を有する船舶等に対する立入検査、監視等を実施した。
- ・ 管区海上保安本部国際刑事課等・国際組織犯罪対策基地において、関係機関と連携協力し、組織犯罪への取締りを推進した。
- ・ 海上・沿岸等における取締体制の強化等のため、海上保安庁職員の増員や速力、捜索監視能力等の向上を図った巡視船艇、航空機等を整備した。

[平成25年度予算25,411,585千円]

【施策の効果】

財務省・厚生労働省・海上保安庁・警察庁

- ・ 必要な人員の増員、巡視船艇及び航空機の整備、X線検査装置を始めとする各種取締機器の充実・強化により、港湾等における監視・取締体制等の強化が図られた。
- ・ 関係機関の合同船内検査・合同捜査により、取締りの強化が図られた。
- ・ 関係機関と要注意船舶、要注意船員等の情報交換を積極的に行い、現場において合同監視・取締りを実施した結果、覚醒剤密輸入事犯を摘発するに至った。

(密輸リスクに対応した取締りの実施)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱に基づき、一体的かつ効果的な組織犯罪対策を推進した。

財務省

- ・ 船舶等が我が国へ入港する前に報告された輸入貨物に関する情報等を活用して、外国貨物が本邦の港に船卸しされる前の段階等から、検査対象を的確に絞り込むとともに、大型X線検査装置等の検査機器の有効活用により、重点的かつ効率的な検査を実施した。

[平成25年度予算6,810,241千円、平成25年度補正予算798,000千円]

- ・ 航空機旅客について、税関が入手している事前旅客情報、予約情報等を活用し、効果的・効率的な取締りを実施した。
- ・ 本邦への入港前に報告された船舶・航空機の旅客及び乗組員に関する情報を活用して、検査対象者の効果的な絞り込みを図るとともに、X線検査装置等の検査機器の有効活用により、入国旅客等の携帯品に対して重点的かつ効率的な検査を実施した。

[平成25年度予算6,810,241千円、平成25年度補正予算798,000千円]

- ・ 犯則調査センター室（東京税関）及び監視取締センター室（横浜税関）において、既存の資機材の有効活用を図り、情報収集、監視取締体制の充実を図った。

厚生労働省

- ・ 巧妙化する薬物密輸事犯に機動的に対処するべく、麻薬取締官の増員を行い、組織体制の強化を図った。

海上保安庁

- ・ 管区海上保安本部国際刑事課等・国際組織犯罪対策基地において、関係機関と連携協力し、組織犯罪への取締りを推進した。
- ・ 要注意船舶、要注意船員等に関するデータベースの充実を図るとともに、対象船舶の絞込みを行い、効果的な監視・取締りを実施した。

【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 統一的戦略の強化、必要な人員の増員、効果的な資機材の整備等を行ったことにより、薬物密輸等に関する情報収集活動、取締体制の強化が図られ、組織の実態解明が促進されるとともに、薬物密輸入事犯の検挙が増加するなど、一定の成果を得た。

財務省

- ・ 本邦への入港前に報告された航空機の旅客に関する事前旅客情報、予約情報等を活用して、携帯品等に隠匿されていた薬物の密輸入事犯を多数摘発するなど相当の成果を上げた。

(密輸手口の大口・巧妙化に対応した取締機器の増強・開発等)

【施策の内容】

財務省

- ・ X線検査装置をはじめとする取締・検査機器について、配備換えなどにより有効活用を図った。

〔平成25年度予算6,810,241千円、平成25年度補正予算798,000千円〕

- ・ 新たな隠匿方法に対処するため、既存の機器では検査困難な貨物に対する新たな探知技術の導入及び薬物の探知性能の向上等を目的とした調査・研究を実施した。
- ・ 監視取締車両等の必要な資機材の整備を図った。

〔平成25年度予算2,566,402千円、平成25年度補正予算798,000千円〕

海上保安庁

- ・ 暗視双眼鏡等、薬物銃器の密輸入対策の強化を図った。

〔平成25年度予算556,757千円〕

【施策の効果】

財務省・海上保安庁

- ・ 装備資機材の整備により、薬物密輸の取締体制が強化され、より効果的・効率的な取締りが可能となった。

(様々な捜査手法の活用)

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省

- ・ 関係機関合同で、様々な捜査手法を活用し、薬物密輸入事犯の取締りを実施した。

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 各種捜査手法を活用した合同訓練を実施し、関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図った。

財務省

- ・ 外国税関等から特異な密輸入事例や新たな密輸手口等の情報を入手して、我が国における密輸リスクの分析を行い、取締りの強化を図った。

厚生労働省

- ・ 国際会議において、原料物質の仕出し国、中継国等の関係国の原料規制担当者と積極的に情報交換を行い、仕出し国、中継国等の解明を行った。

海上保安庁

- ・ 要注意船舶及び要注意船員のデータベースを利用した分析や継続的な追跡調査により、監視活動を効果的に実施した。

【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 各種捜査手法を活用した取締りにより、関係取締機関の連携を促進し、多くの密輸事犯を摘発するとともに、密輸密売組織を解明した。
- ・ 関係機関の保有するデータベースを利用し、要注意船舶や要注意船員の追跡調査

を効果的に行い、覚醒剤等の薬物密輸事件の摘発強化が図られた。

【まとめと今後の課題】

平成25年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は、245件（前年比+30件、+14.0%）と減少、検挙人員は294人（+4人、+1.4%）と増加した。薬物事犯別では、覚醒剤事犯の検挙件数は127件と前年に同じ、検挙人員は181人（+2人、+1.1%）と増加、大麻事犯の検挙件数は47件（+3件、+6.7%）と増加、検挙人員は51人（-18人、-26.1%）と減少しており、麻薬・向精神薬事犯は70件（+33件）、61人（+20人）と増加した。

覚醒剤密輸入事犯の摘発は依然として高水準で推移しており、押収量については前年から大幅に増加し、平成11年、12年に次いで過去3番目となった。

密輸入手口については、海上貨物や航空機旅客による覚醒剤の密輸入事犯において、大口化傾向が顕著であった。

密輸入形態別では、航空機旅客による密輸入事犯が全体の摘発件数の大半を占め、その隠匿手口は、土産品等の様々な携帯品に細工を施して隠匿するものや、スーツケース等を二重工作して隠匿するものなど多様化している。また、密輸仕出地については、欧州、アフリカに加え、インドを中心としたアジアからの密輸が大幅に増加するなど広範化している。

こうした覚醒剤密輸事件の摘発状況にも関わらず、末端価格が値下がり傾向で推移していることから、国内における覚醒剤の安定した供給がうかがえる。

このため、国内関係機関は緊密に連携しながら、密輸の水際での阻止に向けた各種取組みを推進し、巡視船艇・航空機による重点的な取締り、情報収集の強化、各種捜査手法の効果的活用、悪質・巧妙化する密輸事犯に的確に対応するための体制の強化、装備資機材の拡充・高度化等を図っていく必要がある。

また、麻薬製造への使用を阻止するため、麻薬原料物質の輸出についても、適切な貿易管理を実施していく必要がある。さらに、密輸仕出国の郵政関係機関における利用者への郵送禁制品の周知及び引受検査の徹底、本邦での税関に差押えられた郵便物に関する情報の共有等のため、郵政関係機関相互間での緊密な連携を引き続き図ることが必要である。

目標 5

薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

(1) 多様化する密輸ルートの解明と海空路による密輸への対応の充実強化

(国際的な取締体制の構築)

【施策の内容】

財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 仕出国・地域及びその周辺国・地域へ職員を派遣し、情報収集等を行うとともに、派遣国及びその周辺国との協力関係を構築したほか、過去に摘発した密輸入事犯の事実関係等の確認を行った。

警察庁

- ・ 仕出地及びその他の周辺国等との情報交換を強化し、密輸取締りのための国際的な共同オペレーションの進展を図ったほか、組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成25年10月「東アジア地域組織犯罪対策代表者会議」を開催し（平成16年から毎年開催）、参加国との間で情報交換を行った。

[平成25年度予算8,407千円]

財務省

- ・ 長期出張者等を派遣し、薬物等の密輸入情報等を収集するとともに、情報交換のための国際的なネットワーク作りに努めたほか、各国税関当局との情報交換のコンタクトポイントである東京税関調査部国際情報センター室を通じ、世界税関機構(WCO)やアジア・大洋州地域情報連絡事務所(RILOA/P)が実施する取締プロジェクトに積極的に参加し、国際的な取締体制の構築に努めた。
- ・ 薬物を含む密輸の取締りに資する情報分析能力の強化等を目的に、開発途上国の税関職員を対象とした、我が国への受入研修及び我が国税関職員の海外派遣を実施した。さらに、航空機旅客による不正薬物等の密輸摘発を主眼として、WCOとの連携により国際協働オペレーションを主導した。

海上保安庁

- ・ 薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域へ職員を派遣し、情報収集等を行うとともに、派遣国及びその周辺国との協力関係を構築した。

総務省

- ・ 万国郵便連合(UPU)国際事務局に対し、麻薬等の密輸防止のための郵便物の引受検査徹底等の依頼を各加盟国の郵便事業体に周知するよう要請した。

【施策の効果】

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 海外関係当局との間に設定した連絡窓口等を通じた情報交換により、各国の薬物情勢等に関する情報及び具体的な薬物密輸情報を入手するに至ったほか、薬物密輸ルートの関係国・地域へ職員を派遣し、派遣先の当局とのコンタクトポイントの確立や関係強化が図られたことで、我が国へ向けて密輸出される薬物の取締りについ

ての派遣国・地域での意識が向上した。

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係各国等との積極的な情報交換、研修及び会議への関係各国等の職員の招へい、関係各国等への職員の派遣等により、関係各国等との協力関係の強化が図られ、国際的な取締体制の構築が促進されるとともに、実際に薬物密輸事犯を検挙するなどの成果が得られた。

総務省

- ・ 我が国からの要請を受け、万国郵便連合（U P U）国際事務局から、各加盟国及びその郵便事業体に対し、回章（加盟国の郵政関係機関からの要請に基づき、郵便業務の問題等に関する情報を各加盟国の郵政関係機関に通報するための文書）により周知が行われた。

(密輸組織の実態解明と取締方策の充実)

【施策の内容】

海上保安庁・財務省

- ・ 密輸入情報入手段階から合同で捜査・調査を進め、背後関係を含めた薬物密輸組織及び薬物密輸ルートの徹底解明に努めたほか、洋上取引等による薬物の密輸入を想定した合同取締訓練を実施した。

海上保安庁

- ・ 新たな形態で日本に持ち込まれる薬物の発見等のために、最新の密輸手口、薬物情勢等について担当職員に周知するとともに、巡視船艇・航空機による連携により洋上における監視・取締りを効果的に実施した。

警察庁

- ・ 各種国際会議や個別事件に関する海外出張等により、外国捜査機関との情報交換を積極的に行ったほか、密輸手口に応じた効果的な取締り及び捜査手法に関して、関係機関等と討議、研究を行った。

【施策の効果】

海上保安庁・財務省

- ・ 関係機関と要注意国来の密売組織員、運び屋、貨物等についての情報交換を積極的に行った結果、密輸を敢行した運び屋の検挙、輸入貨物内等の隠匿薬物の発見に至った。

海上保安庁

- ・ 関係機関と要注意船舶、要注意船員等の情報交換を積極的に行い、巡視船艇・航空機の効果的な運用等による合同監視・取締りを実施した。

警察庁・財務省

- ・ 薬物取締対策関係の国際会議への参加等により、各国の取締機関等と積極的な情報交換及び連携強化を図った結果、薬物密輸組織等の解明に資することができた。また、効果的な取締り及び捜査手法を積極的に活用し、密輸事件被疑者を検挙した。

(密輸等に関する薬物分析の推進)

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係省庁の分析担当者間で最新の鑑定・分析方法に関する情報交換会議を実施し、薬物分析における協力体制の強化を図った。

警察庁

- ・ 薬物の分析方法(薬物プロファイリングを含む)の研究・開発を継続して行った。

【施策の効果】

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 関係機関の研究所等との間で、薬物分析等の研究に関する情報交換を行った結果、データの共有化や鑑定、薬物のプロファイリング技術の向上が図られた。

厚生労働省

- ・ 関係省庁の分析担当官と情報交換を行い鑑定・分析方法に関する情報の共有が図られた。

警察庁

- ・ 研究・開発を継続して行った結果、新規の乱用薬物の分析技術が向上した。また、薬物プロファイリングの精度が向上した。
- ・ 関係機関の研究所等と協力し、薬物分析等の研究に関する情報交換を行った結果、データの共有化や鑑定、薬物のプロファイリング技術の向上が図られた。

(2) 国際会議等、国際枠組みへの積極的な参画

【施策の内容】

外務省・警察庁・海上保安庁・厚生労働省・財務省・法務省

- ・ 第57会期国連麻薬委員会(CND)に出席し、需要削減・供給削減・国際協力に関する議論に積極的に参加した。さらに、合成薬物対策を含む我が国の取り組みを紹介したほか、国際協力を更に推進する必要があることを主張するとともに、国際条約において未規制となっている物質の評価を迅速に進める必要があること等を強調した。
- ・ 第37回アジア太平洋薬物取締機関長会議(HONLEA)や国際協力薬物情報担当者会議(ADLOMICO)、G8ローマリヨン・グループ等の国際会議やその他専門家会合等に積極的に出席し、各国における薬物取締状況や薬物の密輸動向及び取締対策等に関する情報を入手するとともに、国連薬物犯罪事務所(UNODC)などの国際機関や諸外国関係者等と積極的な意見交換を行った。

財務省

- ・ 外国の税関当局との間で、薬物等の密輸に関する情報交換を含む協力を促進する二国間税関相互支援協定の締結に向けた取組を推進し、ドイツ、ノルウェー及びブラジルと交渉を行うとともに、既に締結済みの税関相互支援協定等を活用し、薬物等の密輸を含む情報交換の促進に努めた。また、経済連携協定(EPA)交渉においても、必要に応じ税関相互支援協定と同じく、税関当局間の情報交換の規定が盛

り込まれるよう取り組んだ。

- ・ WCOのアジア・大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点である地域情報連絡事務所（R I L O A/P）の情報交換ネットワークの積極的活用を努めたほか、各国税関当局との情報交換のコンタクトポイントである東京税関調査部国際情報センター室を通じ、情報交換を積極的に行った。また、長期出張者等を派遣し、薬物等の密輸入情報等を収集するとともに、情報交換のための国際的なネットワーク作りに努めた。

海上保安庁

- ・ 開発途上国を対象とした海上保安機関職員等の受入研修に講師として参加するなど、海外の関係機関等との連携・協力を強化した。

警察庁

- ・ 組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成25年10月「東アジア地域組織犯罪対策代表者会議」を開催し（平成16年から毎年開催）、参加国との間で情報交換を行った。

〔平成25年度予算8,407千円〕

【施策の効果】

外務省・警察庁・海上保安庁・厚生労働省・財務省

- ・ 第57会期国連麻薬委員会では、新精神活性物質（NPS）及び代替開発に関する決議の共同提案国となり、国際的な供給削減の取組に積極的に関与したほか、大麻合法化の流れに懸念を示すなど、我が国の考えを主張し、国際議論に貢献した。

警察庁・海上保安庁・法務省・財務省・厚生労働省

- ・ 薬物取締対策関係の国際会議への参加等により、各国の取締機関等と積極的な情報交換及び連携強化を図った結果、具体的な密輸情報の交換が活発化しており、これら各国取締機関からの情報を端緒とした薬物密輸入事犯の摘発を行い、国際的な情報収集の成果を挙げることができた。さらに、各国取締機関同士の密接な協力関係を確認することもできた。

厚生労働省・警察庁

- ・ 各種国際会議への参加を通じ、我が国のこれまでの薬物対策の実績に基づく知見を提供し、国連等における国際協力体制の構築を促進した。特に、合成薬物問題に関する国際的な認識を高め、合成薬物対策のための各国の国内措置、国際協力の推進に貢献した。また、国際的な薬物問題に関する情報交換・国際協力の推進に貢献した。

(3) 我が国への主要な仕出国・地域等との連携・協力の推進

【施策の内容】

外務省

- ・ UNODCへの拠出を通じて、NPS管理プロジェクト及び西アフリカに対するグローバルSMARTプログラム（合成薬物対策）やミャンマーにおけるケシの違法栽培モニタリング等を実施した。また、アフガニスタン及び中央アジア等の周辺

国に対する国境管理支援や取締当局への能力構築支援、代替作物開発等も幅広く実施した。

[平成25年度予算：総額約550万ドル]

財務省

- ・ アフリカ諸国の税関職員を対象として、取締技法等に関するセミナーを開催した。また、長期出張者等を派遣し、不正薬物等の密輸情報等を収集するとともに、情報交換のためのネットワークづくりに努めた。

厚生労働省

- ・ インドネシアの分析担当官を研修生として受入れ、鑑定技術の支援及び情報交換を行い、分析技術の向上及び協力体制の強化を図った。

総務省

- ・ 平成24年度に摘発された密輸仕出国の政府等に対し、我が国における薬物の輸入制限について、郵便事業者職員及び利用者にも周知を図るよう協力を要請する旨の文書を個別に発出した。

海上保安庁

- ・ 東南アジアの関係機関との情報交換、意見交換を実施した。また、中国、韓国、ロシア等の海上保安機関との間で実務者交流を実施したほか、薬物情勢及び薬物密輸組織に関する情報交換を実施した。

法務省・警察庁

- ・ 国際捜査共助等を積極的に活用することにより、国際捜査協力を推進した。

警察庁

- ・ アジア・太平洋地域全体での薬物取締りに関する討議・研究を行うとともに、捜査協力体制の構築を図ることを目的として、アジア・太平洋諸国のほか、ヨーロッパ諸国等26か国・2地域・2国際機関の参加を得て、「アジア・太平洋薬物取締会議（A D E C）」を開催した。

[平成25年度予算12,260千円]

- ・ アジア・中南米等から薬物取締機関の上級幹部を招へいし、薬物取締に関する情報交換と日本の捜査技術の移転を図るための「薬物犯罪取締セミナー」を開催した。

【施策の効果】

外務省

- ・ 我が国拠出によって、UNODCが2014年に実施したプロジェクトのうち、特に西アフリカ地域向けの合成薬物モニタリング（グローバルSMART）プログラムは、同地域から我が国に流入する覚醒剤が急増していることもあり、我が国、並びに各国取締当局に対して、極めて有益な情報提供となった。

財務省

- ・ 外国税関からの情報等を活用し、水際で不正薬物等の密輸を摘発した。

厚生労働省

- ・ 関係国の分析担当官と情報交換を行い鑑定・分析方法に関する情報の共有が図れた。

総務省

- ・ 個別に文書を発出した密輸仕出国の政府等から、利用者への郵送禁制品の周知及び引受検査の徹底を実施する等の回答を受け、一層の密輸防止の徹底が図られた。

海上保安庁

- ・ 薬物取締対策関係の国際会議への参加により、関係各国の取締機関等と積極的な情報交換及び連携強化を図った結果、具体的な密輸情報の交換が活発化し、国際的な情報収集を得ることができた。

海上保安庁・財務省

- ・ 開発途上国の薬物対策への協力により、開発途上国の薬物問題への対処能力の向上に寄与するとともに、関係各国の薬物取締能力の向上に寄与した。

海上保安庁

- ・ 関係機関の職員への研修・訓練を通じ、薬物密輸に対する海上取締能力等の向上に一定の貢献を果たすとともに、会議の開催を通じて、仕出国、中継国等の関係国と積極的な情報交換を実施することで、密輸組織等の動向に関する最新の情報を得ることができた。

海上保安庁・警察庁

- ・ 我が国への主要な薬物仕出地域である東南アジア諸国等を始めとする関係各国等への研修・技術移転により、関係各国等の取締機関等の分析及び取締能力、薬物乱用防止に対する能力の向上が図られた。
- ・ 各国の薬物情勢・具体的な薬物密輸情報等に関する積極的な情報交換を通じて、海外関係機関との協力関係が強化されるなど、各国との緊密な連携・協力が促進された。

警察庁

- ・ 平成26年2月18日から20日までの3日間、「アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）」を東京都内で開催し、26か国、2地域、2国際機関の参加を得て、我が国のこれまでの薬物対策の実績に基づく知見を提供することにより、アジア太平洋地域等における協力体制の構築を促進するとともに、関係各国等の取締能力の向上を支援した。

法務省・警察庁

- ・ I C P O等を通じた関係各国等の取締機関との捜査協力により、薬物の密輸入情報を入手した。

【まとめと今後の課題】

薬物対策には、国内における取組みだけでは限界があるため、国際会議等への積極的な参加を通じて関係各国や国連機関等と意見交換を行うとともに、国際的な協力関係を強化していくことが重要である。また、これまでの薬物対策の実績に基づく我が国の知見を提供し、さらに、周辺国の取締能力の向上を支援する等、引き続き国際協力を推進していく必要がある。

●全薬物事犯検挙人員

(件、人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
検挙人員	15,412	16,231	14,882	15,175	14,720	15,417	14,965	14,200	13,881	13,292

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

(注) 覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん事犯の検挙人員の合計。

●覚醒剤事犯検挙件数、検挙人員

(件、人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
検挙件数	17,955	20,273	17,480	17,169	16,043	16,468	17,163	17,109	16,689	15,472
検挙人員	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842	11,127

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●覚醒剤以外の薬物事犯検挙人員

(人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
大麻	2,312	2,063	2,423	2,375	2,867	3,087	2,367	1,759	1,692	1,616
麻薬・向精神薬	635	606	611	542	601	429	375	346	341	540
あへん	68	13	27	47	21	28	23	12	6	9

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物押収量

(kg、MDMA等錠剤型合成麻薬は錠)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
覚醒剤	411.3	122.8	144.0	359.0	402.6	369.5	310.7	350.9	466.6	846.5
乾燥大麻	642.6	652.4	233.8	503.6	382.3	207.4	181.7	141.1	332.8	198.0
大麻樹脂	327.5	233.9	98.7	56.9	33.4	17.4	13.9	28.4	42.5	1.2
コカイン	85.5	2.9	9.9	19.1	5.6	11.6	7.2	28.8	6.9	124.1
ヘロイン	0.0	0.1	2.3	2.0	1.0	1.2	0.3	3.6	0.1	3.8
あへん	2.0	1.0	28.1	19.6	6.6	3.2	3.7	7.6	0.2	0.2
MDMA等錠剤型合成麻薬	469,483	576,748	195,294	1,278,354	217,883	91,960	18,246	27,187	3,708	2,147

出典：警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

(注) 「乾燥大麻」は大麻たばこを含む。

●少年の覚醒剤事犯の検挙人員

(人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
総数	395	435	296	308	255	258	228	185	148	125
うち中学生	7	23	11	4	8	6	7	4	3	1
うち高校生	41	55	44	28	34	25	30	25	22	15

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●少年の大麻事犯の検挙人員

(人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
総数	223	182	197	184	234	214	164	82	67	61
うち中学生	6	5	4	1	2	5	11	1	0	0
うち高校生	43	27	28	48	48	34	18	15	18	10

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●少年及び20歳代の覚醒剤事犯の検挙人員 (人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
総数	3,239	2,799	2,692	2,642	2,420	2,131	1,682
うち少年	308	255	258	228	185	148	125
うち20歳代	2,931	2,544	2,434	2,414	2,235	1,983	1,557

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●少年及び20歳代の大麻事犯の検挙人員 (人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
総数	1,614	1,776	1,880	1,396	926	809	712
うち少年	184	234	214	164	82	67	61
うち20歳代	1,430	1,542	1,666	1,232	844	742	651

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物乱用防止教室の開催状況 (%)

		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
小学校	開催校数	6,155	6,680	7,157	7,633	7,984	11,739	12,513	13,180	13,890	14,401
	開催率	27.1	29.6	32.0	34.5	37.5	54.0	62.3	62.6	65.9	67.1
中学校	開催校数	6,039	6,220	6,321	5,971	6,107	7,783	7,888	8,566	8,745	8,945
	開催率	55.5	57.1	58.3	55.7	58.4	72.8	79.1	81.6	82.7	82.8
高等学校	開催校数	3,274	3,287	3,302	3,039	3,084	3,731	3,663	3,835	3,850	3,883
	開催率	62.7	63.7	64.4	61.2	64.1	75.3	78.8	79.0	80.2	81.3
中等教育学校	開催校数	7	4	11	8	16	22	29	32	34	38
	開催率	41.2	22.2	40.7	25.8	44.4	52.4	63.0	66.7	70.8	77.6

出典：文部科学省調べ ※H22は東日本大震災のため、岩手県、宮城県、福島県を除いた結果

●覚醒剤事犯における再犯者率 (人、%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
検挙人員	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842	11,127
うち再犯者数	6,840	7,438	6,421	6,807	6,283	6,865	7,206	7,152	7,232	6,989
比率 (%)	55.2	54.9	54.3	55.7	55.9	57.8	59.1	59.2	61.1	62.8

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●覚醒剤事犯検挙人員に占める暴力団関係者数 (人、%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
検挙人員	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842	11,127
うち暴力団関係者	5,458	6,888	6,098	6,415	5,849	6,242	6,361	6,594	6,421	6,112
構成比 (%)	44.0	50.8	51.6	52.5	52.1	52.6	52.1	54.6	54.2	54.9

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物事犯におけるイラン人検挙人員等 (人、%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
来日外国人検挙人員	678	630	714	730	693	664	601	536	469	454
うちイラン人	108	116	104	134	171	143	70	48	35	25
構成比 (%)	15.9	18.4	14.6	18.4	24.7	21.5	11.6	9.0	7.5	5.5

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物密輸入事犯検挙件数・検挙人員 (件、人)

		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
覚醒剤	件数	107	28	69	65	79	168	136	189	127	127
	人員	125	41	84	90	99	227	163	222	179	181
大麻	件数	201	147	122	72	83	46	25	34	50	47
	人員	230	153	130	76	90	49	26	34	69	51
麻薬・ 向精神薬	件数	64	29	38	60	42	54	33	27	37	70
	人員	77	23	44	67	53	59	33	24	41	61
あへん	件数	3	2	1	6	1	4	2	1	1	1
	人員	3	1	1	8	2	2	2	1	1	1
合計	件数	375	206	230	203	205	272	196	251	215	245
	人員	435	218	259	241	244	337	224	281	290	294

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ